

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 借入物品の名称及び数量
小型貨物車（2トンダンプ） 1 台
- (2) 借入物品の仕様
別紙「自動車（新車）の賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 納入期限
令和7年11月30日（日）
- (4) 賃貸借期間
令和7年12月1日から令和15年11月30日まで
- (5) 納入場所
鳥取県西伯郡南部町北方633 鳥取県中小家畜試験場

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の賃借の自動車に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年5月27日（火）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより5の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに5の（2）の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) 1の（1）に示した物品を自社で所有し（令和7年5月20日（火）以降に取得する場合を含む。）、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県中小家畜試験場

4 配付資料

- (1) 仕様書
- (2) 質問書（様式第1号）
- (3) 入札参加資格確認書（様式第2号）
- (4) 入札書（様式第3号）
- (5) 委任状（様式第4号）
- (6) 消費税等に係る免税事業者届出書（様式第5号）
- (7) 契約保証金免除申請書（様式第6号）
- (8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第7号）

5 入札手続等

- (1) 入札の手続及び仕様に関する担当部局
〒683-0361 鳥取県西伯郡南部町北方633
鳥取県中小家畜試験場
電話 0859-66-4121
電子メール chushokachiku@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和7年5月20日（火）から同年6月10日（火）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chushokachiku/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年5月20日（火）から同年6月10日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午後4時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月25日（水）午前10時 即時開札

イ 場所

〒683-0361 鳥取県西伯郡南部町北方633
鳥取県中小家畜試験場 本館2階 大会議室

6 入札に関する問合せの取扱い

(1) 現用車両の状況確認

改造仕様の確認に当たり、現在使用している車両の状況の確認を希望する場合は、事前に希望日時を連絡の上、次の期間内に確認すること。なお、当該車両の使用状況によっては、希望どおりにならない場合がある。

ア 期間

令和7年5月26日（月）から同年5月30日（金）まで

イ 時間

午前9時から午後5時まで

ウ 連絡先

5の(1)に同じ

(2) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第1号）を作成し、電子メールにより5の(1)の場所に令和7年6月2日（月）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。なお、電子メールにより質問する場合は、件名に「【質問】小型貨物車（2トンダンプ）の入札について」と記載すること。

(3) 疑義に対する回答

(2)の質問に対する回答については、令和7年6月6日（金）に鳥取県中小家畜試験場ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chushokachiku/>）によりまとめて閲覧に供する。

7 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、8の事前提出資料を作成の上、持参又は郵送等により5の(1)の場所に令和7年6月18日（水）午後5時までに、提出しなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出資料は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

8 事前提出資料

事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書（様式第2号）

(2) 2の(4)を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

(3) アフターサービスの体制等（様式任意）

ア 迅速な保守、点検、修理その他のアフターサービスができることを証する書類（メンテナンスサービス体制図等）

イ 入札者と車両の保守業者が異なる場合は、本件入札に係る車両の保守に関して、契約期

間を通して保守業者の支援が確約されていることを証するもの

9 資格審査について

- (1) 7の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年6月20日(金)までに書面により通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県中小家畜試験場長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年6月23日(月)までに書面(様式は自由)により、説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県中小家畜試験場長は、説明を求めた者に対して令和7年6月24日(火)までに書面により回答する。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札条件

- (1) 入札は紙入札による。
- (2) 入札書(様式第3号)に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする(消費税不課税、非課税のものを除く。)。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
なお、契約申込金額は、1の(1)の借入物品に係る1の(4)の期間中の賃貸借料(保守料を含む。)の総額とすること。
- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (5) 再度入札は、2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)再度入札で落札しない場合は、随意契約へ移行する。
- (6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合(代表者以外の者が入札を行うとき)は、必ず委任状(様式第4号)を提出しなければならない。なお、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (8) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県中小家畜試験場長 尾崎 裕昭」とすること。
- (9) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (10) 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を郵便等又は持参の方法により提出すること。
イ 入札執行中にあつては、入札辞退届を提出すること。
- (11) 入札者は、政令、会計規則、本件公告仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に関して不正の行為があつた者のした入札
- (6) 記名のない入札書による入札
- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (8) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (9) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認し難い入札書による入札
- (10) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札
- (11) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

13 落札者の決定方法

本件公告に示した調達案件を納入することができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。落札者となるべき同価額の入札を行った者は、くじを辞退できないものとする。

14 契約書作成の要否

要

15 手続における交渉の有無

無

16 その他

(1) 落札者が免税事業者である場合は、入札終了後、消費税等に係る免税事業者届出書（様式第5号）を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第6号）を、5の(1)の場所に提出すること。

(6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第7号）を、5の(1)の場所に提出すること。なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、意義がなければ電子署名を行うものとする。